

環境影響評価審査会 新温泉風力発電所部会（第3回） 会議録

- 1 日時：平成30年5月30日（水） 15時30分～16時55分
- 2 場所：兵庫県庁2号館11階 A会議室
- 3 議題：（仮称）新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：服部委員（部会長）、大迫委員、上甫木委員、住友委員、横山委員、
- 5 兵庫県：環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員1名
水大気課、温暖化対策課、自然環境課、ビジョン課、但馬県民局環境課
- 6 配付資料：
 - 資料1 補足説明資料（ツキノワグマ、イヌワシについて）
 - 資料2 方法書に対する審査会での主な意見
 - 資料3 方法書に対する各町、各課の主な意見
 - 資料4 方法書に対する新温泉町長の意見の写し
 - 資料5 方法書に対する香美町長の意見の写し
 - 資料6 方法書に対する答申案
- 7 議事概要：

<議題について、事業者から資料1により説明。>

〔質疑〕

（委員）

ツキノワグマについて、フィールドサイン法や直接観察法は、ツキノワグマの場合はかなり難しい。こういったものがたまたま見つければ、もちろん記載していただく必要はあるが、夜間に非常に大きく動き回る動物なので、基本的にカメラトラップ法をしっかり行うのが、生息状況の把握の上で重要と思う。

ヘアトラップ法は餌で個体を誘引しなければならないので、慎重に状況を把握する必要があると思う。森林動物研究センターでは、捕まったことがあるクマに関してはDNA情報が蓄積されている。DNA分析が必要になってくるため調査方法として可能か言えないが、行動圏の分析をご検討いただくこともあるかと思う。ただ、この方法を安易に利用しないほうが良いと思う。

これによって生息状況の確認はできるが、兵庫県は20年間かけてツキノワグマの保全に尽力しており、絶滅の危機は脱したという状況です。現在は里に出てくるものに関しては排除するが、それは山での生息地が十分に担保されているという大前提の中で里に下りてくるクマは排除するという選択肢になっている。山の生息地が担保されない状況になってくると、今までの取組が無駄になる危険性がある。山を開発したらすぐに死んでしまうという弱い動物ではなくて、行動を変える、そこがだめであれば他に行くという行動パターンをとるので、そのエリアに多数のツキノワグマが生息しているようであれば、里地への出没リスクが高まる。それをどう評価していくか、そこが非常に難しいと思う。前回指摘されているニホンジカが多数生息しており、近年急激に増加しており、その生息地である森林が変化することによる影響をどう評価するのか、畑への出没が加速されるような事態にならないようにどうすべきか、難しい評価になると思うが、十分に評価していただかなければならない。

あと、夜行性で樹上性のムササビ、モモンガ、ヤマネの評価は、非常に正直難しい。普

通のフィールドサイン法、直接観察法では発見できないので、どういう調査をするのか、検討していただきたい。

(委員)

現在のイヌワシのペアの行動範囲は、あまり日本海側に広がっていませんが、重要だと言われている若鳥が日本海側をうろうろしている。豊岡盆地でも2、3回見たことがあるが、すべて若鳥である。おそらく日本海側にイヌワシの繁殖地がつながっているのので、そこで育った幼鳥が日本海側を通じて他の場所に移動し、定着して繁殖するというパターンだと思う。そうだとすると、営巣しているものは見つけやすいが、若鳥はなかなか見つからない。見つけられるのはその土地に住んでいる人が多い。豊岡に住んでいるので、たまたま、10年間に2、3回見てきた。そうすると、今の定着している繁殖ペアだけでなく、若鳥がどれだけの頻度でどのあたりを行動しているかという情報が非常に重要になる。おそらく、事前の調査でそこまでやられてないと思う。一般の方では「あれがイヌワシだ」、「幼鳥だ」とはわからないので、なかなか情報が得にくいと思う。ただ、若鳥がどのくらい飛来しているか、どこを行動しているかというデータをしっかりと取ってもらわないといけない。若鳥への影響が大きいと思う。そのような場所に風力発電ができると、場合によってはバードストライクが起こる。既存のペアは当然ながら先に死ぬわけで、そこに入れ替わるための若鳥が入って来るというパターンで個体数、種を維持している。バードストライクが起こってしまうと、入ってくるはずの若鳥が死んでしまうことになり、非常に重要な問題だと思っている。アセスの調査のなかで、しっかりと取ってもらわないといけないし、もう少し情報収集もしてください。そうすると、どういうことが起こるか想定できると思います。リクルートメントする若鳥の動きは非常に重要な問題なので、その調査をやっていかないと評価ができないと思います。私自身はかなり飛来していると思いますので、風力発電を建設するとバードストライクが起こるという予想はしています。

(部会長)

前回、方法書 p255 の博物館職員の意見を聴取したというのがあり、今回、人と自然の博物館の専門家の聴取内容が出されているが、方法書記載の博物館職員とは、別人か。

(事業者)

はい

(部会長)

では、人と自然の博物館の専門家の意見は初めから p255 には反映されていないということか。

(事業者)

そうです。

(部会長)

なぜ。

(事業者)

資料1で、我々がお話をお伺いして面談の概要としてまとめたのが、黒文字の部分です。我々としてこういう御意見をいただいている、「今後協力できるかを含めて検討したい」ということだったので、今回の方法書段階では掲載を控えた。ご指摘の専門家とやりとりさせていただいたところ、こういう御意見をいただいた。我々のやり方が悪かった面も確かにあると思っているので、今回両論併記として掲載しているし、準備書以降も、現地調査の結果も含めて、もしご相談にのっていただければ、引き続きよく情

報交換しながら協議していきたいと考えている。

(部会長)

前日も言いましたが、結局 p225 の専門家の方の意見について、そちらに都合の良いような意見は取り入れているけれども、人と自然の博物館の専門家の意見は都合が悪いから取り入れなかったのではないか、という風に見られる。準備書の段階でも同じようなことをされれば、結局また同じようなことになってしまうという、そこが問題なので、その辺をきっちり認識していただかないといけない。人と自然の博物館の専門家の意見を見ると、「事業をすることが難しい」、「行動圏内であろう」ということが書いてあって、これがあるのと無いのとでは全然受け取り方が違う。やっぱり、都合の悪いものだけを落としてしまうという形でしか見られないので、そこはきちんと注意していただいたほうが良いと思う。もう一度確認するが、方法書の博物館職員というのは、人と自然の博物館の専門家ではないのですね。

(事業者)

違います。

(部会長)

他にその人の意見は、完全に反映されているのですか。その人が見たときに「これは自分の意見と違う」ということは無いですね。

(事業者)

はい。事前に、意見を載せますよということを確認させていただいてここに載せているので、そのとおりだと認識しています。

(委員)

今回提出された意見は、どういう形で残っていくのですか。方法書には載らないですよ。

(事業者)

準備書に今までいただいた御意見は載せていくことになります。そこに合わせて今回いただいた御意見を載せていこうと考えています。

(部会長)

両論併記ということは、方法書時の意見に追加するということですね。

(事業者)

そのように考えています。

(委員)

イヌワシの存在が非常に重要だという視点からすると、これを中心とした調査内容に変える、という認識でよろしいのですか。

(事業者)

イヌワシについてもクマタカについても、区域の中でどれくらい生きているかをメインに調査地点を据えていましたけれども、前回、前々回と御意見いただいたとおり、もう少し広域で見たほうが良いという御意見でしたので、それ含めて今後調査の手法を検討していきたい。

(委員)

確認なのですが、方法書に基づいてアセスメントが行われて、その後に準備書手順でしょうか。

(部会長)

細かい調査内容の結果は、準備書の中で出てくる。

(事業者)

現地調査の後に準備書を作成します。

(委員)

実際の現地調査をする際は、方法書に基づくということになり、これら資料が追加で方法書となるということによろしいのでしょうか。

(事務局)

方法書に付随した資料として、これを踏まえたものを併せて、準備書を作ることになります。

(委員)

どのくらいの期間どのような方法で現地調査をするのかは、どれを指標にするのか。方法書に基づくのか。

(事務局)

方法書の内容が十分かどうかを審査していただいていますので、これにプラス審議いただいた意見を合わせて、アセスメントをしていただくことになります。

(委員)

わかりました。

(部会長)

これから実際の調査に入っていく段階で、どういう項目をどう調査すればよいかという意見を今いただきました。イヌワシに関しては、もっとしっかり調査するということ、動物の調査に関しても、先ほどのコメントの内容もふまえて調査を行うということでした。イヌワシに関しては、先ほど事業者からも、非常に重要な問題なので、これで問題があるようだったらというようなご意見も出ていたと思いますので、答申案の審議を進めたいと思います。

<事業者退室。事務局から資料2から資料6により説明。>

[質疑]

(委員)

猛禽類について、調査方法の改善とありますが、今日出された専門家の見解を読ませてもらってもわかるように、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の行動範囲であるとか、個体の入れ替えとか、それに対して重大な影響を受ける蓋然性があるのは明らかだと思う。であるから、「計画の再考が必要である」という文章だけにとどめることはできないか。調査方法のことを書いていると、今後調査を進められるというニュアンスになるが、調査をするまでもなく事前の情報から重大な影響が出る可能性が高いことが明らかである。答申として適切なのであれば、このように書いて欲しい。調査するまでもなく影響が出るのは明らかなので、計画そのものを再考する必要があるということだけを書けばよいと思う。

それと、何か所か「可能な限り」という表現が出てくるが、イヌワシだけでなく地元からの心配事も出てきている。可能な限りとすれば、どうにでも出来ることになるため、その表現は省いて欲しい。安全性に対して不安がある場合は、それに対して明確に対応を書けるような要求をすべきと思う。

(部会長)

いろいろな意見が出ているが、絶対というものはない。調査をしてみなければ分からないところもある。調査をしたいということであれば、調査をすればよいと思う。調査をしても結果が予測されるからやめたらよいということかとも思うが、実際に調査をしてそのような結果が出れば同じことになる。調査をやってみないと分からないところもある。人と自然の博物館の専門家の意見でも、おそれが高い、思われる、という表現があり、絶対ということではない。実際には調査してみなければ分からないということと思う。

このときに問題になるのは調査のやり方であり、騒ぎながら調査をすればイヌワシは出てこないと言う結果になるので、これはそのようなことはないよという意見だと思う。絶対に影響があると切り切れるのであれば、先ほどの意見のように書けばよいと思う。

(事務局)

意見をいただいたとおりにかと思っています。調査をしっかりさせて風車を建てられるのかということを検討させるべきと思うし、もしイヌワシを見つけられなくてもポテンシャルマップを活用したり専門家からの意見により、この場所がイヌワシや動植物にとって大切な場所かどうかをしっかりと確認してもらい、生態系や動植物に配慮されたものになるような答申にしていきたい。

(委員)

信頼できるかどうかだと思う。方法書の内容をみて、今後調査をされても、不安である。調査をしてみないと分からないところもあると思うが。

(事務局)

このような調査をなさいという内容をしっかりと盛り込んで言った方がよいとは思っている。

(部会長)

専門家の助言として、具体的な専門家の氏名を載せることは難しいか。名前が書けなくともイヌワシの専門家の助言を聞くことと明確にすることはできる。

(事務局)

県内の専門家として書いていくことは出来ると思う。

(部会長)

方法書でも他の専門家の意見を書いている。調査をしないで事業を止めるようにとは出来ないと思う。調査方法によって結論が決まってしまうので、調査方法をしっかりと記載し、専門家に立会を求めるなど、具体的な方法で固めていく必要があると思う。このときに、この調査方法でよいか。

(委員)

調査方法は、もっと頻繁に広範囲にする必要がある。若鳥が現れるのは年2、3回かもしれない。通常の調査では分からない。その若鳥が存続することが重要であり、次の繁殖個体となっていく。入れ替わりは一瞬にして起こるので、方法書の記載の程度では分からないと思う。どれだけ調査すれば良いということは、現時点ではつきりと言えない。

方法書の審査なので、調査方法について答申するというのは分かるのですが、その前に、この場所がイヌワシの保全においてどのような場所であるかということが、明白だと思っている。日本海側を移動して、入ってくるので、その場所にあたっている。兵庫県をイヌワシを絶滅させないためには、今いるものを守るだけでなく、新しい世代を守る

る必要があり、それが入る場所であることが明白と思う。兵庫県として、イヌワシを絶滅させないという考え方はあるわけで、その前提に立てば、あの場所は若鳥が行動する場所であり、クマタカが多く生息する場所である。先を考えると調査をしなくとも重要な場所と言えると思う。方法書の審査なので調査方法について意見を述べるわけで、事業者の余地が残っているということは分かるが、前提としてあの場所がいかに重要かということは明らかであり、兵庫県としてこの場所のイヌワシをどう守っていくかを付け加えていただく方法はあるかもしれない。その時に、専門家の見解が確かなものであると思うので、事業を止めるということが無理なら、県としてどうしていくのか、この位置がどうすべき場所なのかを加えて欲しい。

アセスの中で、過去に生き物がいても、今いなければ開発しても良いという結論になることがあるが、生き物の保全という点では、過去にいたのであれば、明らかにポテンシャルがある場所なので、そこは保全すべきである。生き物が確認されないから開発したということを繰り返して、失われていく。こうならないか、イヌワシに関して心配している。ポテンシャルがある場所であるなら、そこは重要な場所なので、大きな風力発電を建設することは大きな影響があると書いて欲しい。

(事務局)

書き方が弱いかもしれない。現在の生息状況だけでなく、ポテンシャルマップを作成して予測評価することとしているので、もう少し明確に記載したい。

(部会長)

ここにイヌワシの巣があればダメと明確に言えるが、そうではなく、大事な場所である可能性があるということなので、それを確認するようという意見が必要。事業者からすると、県が裏付けもなく危険性だけで述べているだけで、科学でないとなる。心配なのは、形式的な調査だけされることで、専門家の助言と調査方法はしっかりと書き込んでいたほうがよいと思う。

(委員)

イヌワシ、クマタカだけでなく、哺乳類も、レッドデータブックAのものは検知しにくい。調査をどのくらいの期間行うのかというのが一番心配である。現地に行けば、逃げるので出会わない。猛禽類も高いところから見分ける視力があるので、そうだと思う。上昇気流を使うイヌワシと風を使う風力発電は、利用場所ががち合う。短期的な調査で、調査が出来るのか、ポテンシャルマップも作れるのかと思う。いる、いないの情報と、それがどういう条件かということをしっかり収集できれば、ポテンシャルマップも作れるが、目視しにくい動物種に関しては、ポテンシャルマップも単なる予測とされないかという心配がある。生物がいなかったというのを、本当にいなかったのか評価するのも大変である。調査手法はしっかりしたものにする必要があるが、期間をどれだけ設定するのが重要である。方法書の内容では、話にならない。何もしないというのに等しい。いつ、どれくらいの頻度で、何台カメラをどこに設置して、どのくらいの期間調べるのか、それをどう評価するのかという評価基準が書かれていない。動物はかなり調査を行っても、どのような結果を出すのか懸念している。

(部会長)

期間をこちらで提案したらどうか。

(事務局)

このような調査を、この頻度で、この期間でしないと把握できないので、調査をなさいという意見を述べられる。

(部会長)

必要な期間を記載して、事業者に出さない限り、自分たちの方法で実施することになるので、きっちりと言っていたきたい。

(事務局)

委員から、具体的な方法や期間などの数値を示していただければ、それを盛り込みたい。

(部会長)

調査方法もできるだけ具体的に書いて欲しい。専門家に関しても、本当の専門家の意見が反映されるよう、機関名など具体的に書いていただきたい。

(部会長)

他事例で長期調査を行っている事例があれば、「〇〇で3カ年の調査を行っているように」などの書き方ができる。ここも2年は実施することになっている。

(事務局)

この場所は本当に重要であるので、この期間、この方法で調査することと言うことは可能と思う。

(部会長)

調査を実施して、準備書以降を継続するかどうかは、事業者が判断することになる。動物に関しては、各専門の委員で詳細に検討していただきたい。

(委員)

騒音に関して、環境省から指針が出ているが、この指針に基づき評価をすることと記載して欲しい。現地の残留騒音は30dB未満である可能性があると思うので、重要であると思う。

(事務局)

対応したいと思う。

(部会長)

法面の緑化について、外来種を使わないとすると、在来種が用意できない。同じ種だと中国産のものを使うことになるが、それは兵庫県のブラックリストで制限されている。現実的に見ると、侵略的な外来種を使わない、輸入した外来種を使わないという表記がいかかもしれない。影響のない外来種を使うというのが合理的な選択肢とも言える。イヌワシの問題に比べれば小さいが、記載方法を検討して欲しい。

(事業者)

意見に対して、事業者から見解として検討されるが、先に限定的に述べた方が良いか。

(部会長)

あらかじめ分かっていることは述べておいたら良い。あと、法面の緑化に牧草を使うことが多いが、鹿が増える原因にもなる。鹿の不嗜好性の種が使えれば良い。

(委員)

景観に関して、香美町からの意見に対する考え方は。視覚的にイメージしやすい方法を採用することとあるが、色とかを比較検討するようなことを求めているのか。そうであれば、対策をどう講じるのかが分かりやすく、良いことだと思う。

(事務局)

表現は検討したい。

(委員)

先ほどの調査方法の詳細を記載する件に関して、調査員の能力が大きく影響を及ぼす。

この点を記載することも可能か。

(事務局)

可能かと思う。

(部会長)

イヌワシに関しては、専門家の見解を踏まえて、詳細な調査をすることとして、その調査方法を記載して欲しい。動物も同様にすればどうか。委員と事務局で相談して欲しい。

(委員)

今後のスケジュールはどうなっているのか。

(事務局)

7月18日が県知事意見の期限となる。6月後半までに答申をいただきたいと思っている。6月前半ぐらいまでに答申案の修正をしていきたい。

以上